

(文書番号)  
平成〇年〇月〇日

審理員 〇〇 〇〇 殿

(処分庁等) 〇〇 〇〇 官印

弁明書の提出について

平成〇年〇月〇日付け(文書番号)をもって提出要求のあった、(審査請求人)から提起された(処分庁)が行った〇〇に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)に対する審査請求(事件名・事件番号がある場合はこれらを記載)に対する弁明書等を、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第29条第5項の規定により、下記のとおり提出いたします。

記

- 1 弁明書 正副〇通(別添)
- 2 添付書類 〇〇〇〇 1通(別添1)  
△△△△ 1通(別添2)

なお、提出した物件について、行政不服審査法第38条第1項に基づき、審査請求人又は参加人が閲覧等を行うことは、〇〇〇〇については差し支えないが、△△△△については・・・により、認めるべきではない。ただし、△△△△のうち、□□□□に関する箇所(別添3参照)を除いた部分については、閲覧等を行うことは差し支えない。<sup>(注)</sup>

(注) この文は添付書類の閲覧等に対する意見の内容に沿って適宜変更されたい。

参考様式例（様式第 11 号 弁明書提出通知書の添付書類の例）【手帳の交付拒否処分の場合】

1 審査請求に係る申請者及び内容

- (1) 申請者氏名 ○○ ○○
- (2) 申請者住所 ○○県○○市○○町○○番地
- (3) 決定内容 健康管理手帳の交付拒否処分

2 審査請求の趣旨

○○○○（氏名）は、平成○○年○○月○○日、労働安全衛生規則第 53 条第 3 項の規定に基づき、○○労働局長に自らに対する健康管理手帳の交付に関する申請を行った。

この申請に対して○○労働局長は、平成○○年○○月○○日付○○号をもって、○○○○（氏名）に対する健康管理手帳の交付を、労働安全衛生規則第 53 条第 1 項に定める健康管理手帳交付要件を満たさないため拒否した。

○○○○（氏名）は、この処分に不服があるとして、○○労働局長の交付拒否処分の取り消しを求める審査請求を厚生労働大臣に行ったもの。

3 処分の内容及び理由

決定内容 健康管理手帳の交付拒否処分

胸部エックス線写真 平成○○年○○月○○日撮影（○枚）

C T 写真 平成○○年○○月○○日撮影（○枚）

○○○○（氏名）の石綿作業に従事した期間が健康管理手帳の交付要件を満たさないため、平成○○年○○月○○日に開催された地方じん肺診査医会の審査時に、○○労働局の担当官から、○○○○（氏名）に係る職歴等の説明を行い、胸部エックス線写真及びC T 写真の審査が行われた結果、（右肺野上部に○○が見られたが、）両肺野に石綿による不整形陰影がなく、石綿による胸膜肥厚もなかった。

以上のことから、○○○○（氏名）は、健康管理手帳の交付要件をいずれも満たさないため、健康管理手帳の交付を拒否したものである。

【閲覧等に対する意見】

○○○については、開示を認める。

参考様式例（様式第 11 号 弁明書提出通知書の添付書類の例）【手帳の交付の不作為の場合】

1 審査請求に係る申請者及び内容

- (1) 申請者氏名 ○○ ○○
- (2) 申請者住所 ○○県○○市○○町○○番地
- (3) 不作為内容 健康管理手帳の未交付

2 審査請求の趣旨

○○○○（氏名）は、平成○○年○○月○○日、労働安全衛生規則第 53 条第 3 項の規定に基づき、○○労働局長に自らに対する健康管理手帳の交付に関する申請を行った。

この申請に対して○○労働局長は、平成○○年○○月○○日現在、健康管理手帳の交付に関する決定を行っていない。

○○○○（氏名）は、この対応が不作為に当たるとして、審査請求を厚生労働大臣に行ったもの。

3 不作為の内容及び理由

処分をしていない理由

地方じん肺診査医によるエックス線写真等による審査において、確認すべき事項があったため、まだ健康管理手帳の交付の可否を決定できていないため。

予定される処分の時期

標準処理期間どおりにいけば○月△日ぐらいであるが、本件の場合は□日程度遅れる見込み。

予定される処分の内容及び理由

標準エックス線フィルムと胸部エックス線写真とを比較読影し、さらにCT写真を読影したところ、右肺野上部に○○が見られた。本病変について、慎重な検討が必要であり、現時点では交付できるかどうかは不明である。

【閲覧等に対する意見】

○○○については、開示を認める。